

## 埋戻しに係る検査・監視体制について

京都府（2）

## 1 根拠法令

森林法

## 2 検査・監視の目的

森林法の許可要件である、土砂の流出・崩壊防止、水害の防止、水源のかん養、環境の保全について、許可内容に逸脱していないかの確認

## 3 検査・監視の対象

## (1) 対象範囲

- ・林地開発許可区域に位置付けられた範囲内（申請内容）の行為。
- ・無許可で森林の形質変更を行っている森林開発行為

## (2) 検査・監視内容

- ・砂利採取行為における技術基準（切取勾配等）の適合性の確認（防災上の観点）
- ・許可した区域を超えた違法な拡大行為はないか（環境保全等の観点）

## 4 検査・監視の体制、頻度

## ① 合同審査会（関係法令所管等）

山城北土木事務所、山城広域振興局、山城北保健所、城陽市等  
新規、更新の申請があった場合に実施。

## ② 定期パトロール

山城北土木事務所、山城広域振興局、城陽市  
2カ月毎に1回実施、6～8名（2班体制）

## ③ 立入検査

山城北土木事務所、山城広域振興局、山城北保健所、城陽市、警察署、労働基準監督署、山砂利採取地整備公社、近畿砂利組合  
毎年6月に実施、約30名（2班体制）

## ④ 合同パトロール

城陽市4機関、府庁3機関、広域振興局5機関、整備公社、近畿砂利組合  
1年に2回（春、秋）実施、約35名（2班体制）

## ⑤ 随意の現場管理指導

事業所で問題発生があれば、個別に現場指導を実施する。

## 5 検査・監視の方法

全事業所の巡回を行い、目視等により現地状況をチェック。  
許可内容の遵守状況をチェック

## 6 不適正な場合の措置

- ・ 一般的な指導事項は、関係機関合同でその場（後日）で口頭指導。
- ・ 法律違反事項が確認されれば、文書指導等により速やかに対応し、悪質事案に対しては厳正に対処。

## 7 課題等

- ・ 産廃物の認定や搬入土砂の「質的基準（再生土等）」について、森林法での判断や指導は法的根拠がない。
- ・ 砂利採取跡地は速やかに埋め戻しを行い、緑化及び植栽を行い、森林に復元することになっているが、跡地の復旧工事が進んでいない。

## 8 考えられる改善策

- ・ 関係機関と連携した監視体制の強化。
- ・ 現地指導等の際、搬入土への混合物等を確認したら、廃掃部局への情報提供を行うなど、情報の共有に努めてきたが、今後とも一層の関係機関の情報の共有化を図る。

## 森林法（抜粋）（昭和26年6月26日法律第249号）

### （開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

### （監督処分）

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。